

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 2 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(A)

研究期間：2012～2014

課題番号：24243001

研究課題名(和文) 東アジアの法の発展と日本法 東アジア法学の構築と日本法研究の再位置付けをめざして

研究課題名(英文) Evolution of East Asian Laws and Japanese Law

研究代表者

D・H F o o t e (Foote, Daniel)

東京大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：10323619

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 31,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、東アジアを中心とするアジア諸国の近年の法の展開を分析し、その特徴や今後の発展の方向性を模索するとともに、アジア法の展開の中での日本法の位置づけを考察し、アジア法研究の新たな地平を開くことである。

「司法システム」「少子高齢社会」「金融資本市場」「情報・通信」の4テーマにつき、代表者・分担者が東アジア諸国(中国・韓国・台湾・香港・シンガポール等)および欧米のアジア法研究者と連携して研究を進めた結果、上記目的は概ね達成された。

研究成果の概要(英文)：Purpose of this research project is to find out characteristics of East Asian Laws and trend of their future evolution by analyzing their recent one as well as to examine Japanese Law's position in the context of evolution of Asian laws evolution in order to stimulate further development of research on Asian laws.

Principal investigator and Co-investigators have conducted researches on 4 issues "Judicial system", "fertility declining and aging society", "Financial and capital market" and "Information and communication" by collaborating with Asian researchers (from China, Korea, Taiwan, Hong Kong and Singapore etc.), American and European researchers. Therefore, the purpose this research was almost attained.

研究分野：法社会学

キーワード：アジア法 司法システム 少子高齢社会 金融資本市場 情報・通信

1. 研究開始当初の背景

1990年代の東アジアを中心とする国々における法の展開を見ると、各分野における日本法の研究を基盤とするところもあるものの、家族法に代表されるように当該国独自の発想によると理解できる部分や、欧米主要国に影響を受けたと考えられるところも多くなっている。その意味で、東アジア諸国の法の展開は多様な側面を帯びようになっている。東アジア以外のアジア諸国も、政情の安定化、市場の発展による先進諸国の企業進出や資本投下による経済成長と国際通商の自由化等を背景として、わが国などの支援も受けつつ、法の整備を進めている。しかし、これらの国々の法整備支援は欧米諸国も行っており、東アジア諸国に見られたのと同様に、東アジア以外の国々の法の発展も多彩な側面を持つものとなってきている。

しかし、従来、東アジア、あるいはより広くアジア圏という地域的な視点から近年の法の発展を分析して、この地域内の各国の法の発展の特徴や意義に検討を加え、それを比較分析するという研究はほとんどなされていない。また日本法が東アジアを中心とする国々において占める位置についての分析も十分には行われていない。けれども、東アジアを中心とする地域における法の発展の中で、今後、日本法がどのような位置を占めるかを把握することは、今後、東アジアを中心とする地域圏における法の発展に関して果たすべきわが国の役割を検討する上で重要な課題である。さらに、東アジア諸国等の市場の発展に伴い、わが国の企業のこれらの国々への進出も急速に増加しているが、企業等のビジネスの展開という見地から見ても、個別の法令の紹介にとどまらず、金融資本市場や情報・通信等の分野について巨視的な観点から東アジアを中心とする国々を含む地域の近年の法の発展を掘り下げて考察することの必要性は高まっている。

2. 研究の目的

本研究は、東アジアを中心とするアジア諸国の近年の法の展開を、これらの国々の研究者と欧米のアジア法研究者等との連携作業により分析し、その特徴や今後の発展の方向性を模索するとともに、アジア法の展開の中での日本法の位置づけを考察することを目的とする。具体的には、法曹養成を含む司法システム、少子高齢社会、金融資本市場、情報・通信の4テーマについて本研究計画の研究代表者、研究分担者等と上記各国の研究協力者等とで共同研究チームを構築し、とりわけ上記各国の研究協力者等が一定期間、当研究科に滞在して研究会等を行う形で研究を遂行することによって、アジア法研究の新たな地平を開くことを狙いとする。

3. 研究の方法

本研究は、初年度である平成24年度には、研究代表者の統括の下、「司法システム」「少子高齢社会」「金融資本市場」「情報・通信」の4つの研究班を組織して、次年度以降の研究遂行に必要な文献・資料等の収集と整理・分析、海外調査、海外の研究者との情報・意見交換と連携体制の構築、海外の研究者との共同研究等を実施した。平成25年度には、文献・資料等の収集と整理・分析、海外調査、海外の研究者との情報・意見交換・共同研究等を行った。最終年度である平成26年度には、前年度までの研究作業を継続しつつ、4つの研究班の成果のとりまとめと、それにもとづく本研究全体のとりまとめを行った。研究組織は、研究代表者(フット)、研究分担者(大村・垣内・岩村・太田・藤田・後藤・長谷部(平成24年度のみ)・大淵・松原)および研究機関内外の研究協力者(海外を含む)で構成した。

4. 研究成果

東アジアを中心とする地域の国々、およびわが国と欧米主要国に関連する文献・資料等を収集、整理した。

研究代表者および研究分担者が海外（欧米およびアジア諸国）に赴いて東アジアを中心とする地域の法の発展の動向に関する調査等を行った。また、米国・ドイツ・フランス・中国・韓国・台湾・シンガポール等から研究者を招聘してシンポジウム、コンファレンス、研究会、共同研究を実施した。

「司法システム班」「少子高齢社会班」「金融資本市場班」「情報・通信班」の各構成員が、それぞれのテーマについての東アジアを中心とする地域における法の発展の動向、その意義、特徴等を抽出するための分析・検討を行った。また、東アジアを中心とする地域の中における日本法の位置づけ、同地域の中における日本法の発展に照らしてみた日本法の発展の特徴等の分析を行った。

収集した文献・資料等の分析や海外調査等の結果の検討を行い、その成果を研究会・シンポジウム等で報告し（上記参照）意見交換・討論を行った。その成果を踏まえ、研究代表者の統括の下で研究分担者各々が本研究計画の成果のとりまとめを行った結果、「アジア法の展開の中での日本法の位置づけを考察し、アジア法研究の新たな地平を開く」という研究目的は概ね達成された。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 34 件）

ダニエル・H. フット

「法律家の役割：合衆国との比較を中心に」大村敦志編『岩波講座『現代法の動態』第 5 巻 法の変動の担い手』27-61 頁、岩波書店、2015、査読なし

Masahiko Ohta

"Rentenversicherung in der alternden Gesellschaft Japans"

Masahiko Ohta, Martin Gebauer, Tamotsu Isomura, Hiroyuki Kansaku und Martin Nettesheim (Hrsg.) *Alternde Gesellschaften im*

Recht, S.149-164, Mohr Siebeck, 2015, 査読なし

John O. Haley and Daniel H. Foote

"Judicial Law-making and the Creation of Legal Norms in Japan: A Dialogue"

Legal Innovations in Asia: Judicial Lawmaking and the Influence of Comparative Law, pp.77-122, 2014, 査読あり

Masahiko Iwamura

"Autorite non-judiciaires et resolution des differends: Esquisse du droit du travail japonais" *Rueve de Droit Compare du Travail et de la Securite Sociale*, pp. 14-26, 2014, 査読なし

大村敦志（渠遥訳）

「日本民法改正中の消費者法問題」
中日民商法研究 13 号 15-22 頁、2014、査読なし

Shusuke Kakiuchi

"Die Förderung der außergerichtlichen Konfliktlösung in Japan"
Zeitschrift für Japanisches Recht, Issue37, pp.3-23, 2014, 査読あり

Gen Goto

"Legally "Strong" Shareholders of Japan"
Michigan Journal of Private Equity and Venture Capital Law, Volume 3 Issue 2, pp.125-164, 2014, 査読なし

Tomotaka Fujita

"The Commercial Code in Japan"
Wen-Yeu Wang (ed.), *Codification in East Asia: Selected Papers from the 2nd IACL Thematic Conference Series*
Ius Comparatum - Global Studies in Comparative Law, Vol.2, pp.121-130, Springer, 2014, 査読なし

Daniel H. Foote

"The Trials and Tribulations of Japan's Legal Education Reforms"
36 Hastings Int'l & Comp. L. Rev. pp.369-442, 2013, 査読あり

後藤元

「国家のデット・ファイナンスとガバナンス
コーポレート・ファイナンスからの示
唆？」

フィナンシャル・レビュー113号 132-146 頁、
2013、査読なし

Gen Goto

"The Outline for the Companies Act Reform in
Japan and Its Implications"

Zeitschrift für Japanisches Recht/Journal of
Japanese Law, Vol.18 No.35, pp.13-38, 2013, 査
読なし

後藤元

「発行開示における財務情報の虚偽記載と
元引受証券会社のゲートキーパー責任」

岩原紳作 = 山下友信 = 神田秀樹編集代表 『会
社・金融・法(下)』369-405 頁、商事法務、2013、
査読なし

松原健太郎

「香港新界の伝統地権」

蘇基朗・馬若孟編 近代中国的条約港経済:
制度変遷与経済表現的実証研究 169-199 頁、
2013、査読あり

Yasuo Hasebe

"War Powers"

Michel Rosenfeld and András Sajó (eds.), Oxford
Handbook of Comparative Constitutional Law,
pp. 463-480, Oxford University Press, 2012, 査
読なし

[学会発表](計 38 件)

岩村正彦

「世代間公平と社会保障」

日台韓国際シンポジウム「世代間公平と社会
保障」

東京大学法学部 3 号館 224 会議室 (東京都文
京区)

2015 年 1 月 31 日

Tomotaka Fujita

"Simplified Companies in Japan"

Japan Second Pacific-Rim Colloquium on
Economic Development and the Harmonization
of Commercial Law

上海 (中国)

January 8, 2015

Gen Goto

"Growing Securities Litigation against Issuer
Corporation in Japan -Its Background and
Reality-"

Public and Private Enforcement of Company
Law and Securities Regulation - China and the
World

香港 (中国香港特別行政区)

2014 年 12 月 14 日

Daniel H. Foote

"Japan's New "Jury" System: A Five-Year
Progress Report"

Griffith and Patricia Way Lecture Series

シアトル (アメリカ)

December 3, 2014

大村敦志

「『Unbuilt』の民法学 債権法改正『連戦連
敗』の後で」

中日民商法研究会

重慶 (中国)

2014 年 9 月 13 日

Kentaro Matsubara

"Colonial Law and traditional Chinese
institutions of credit: Experiences of Hong
Kong's New Territories and French Indochina"

Fourth European Congress on World and Global
History

パリ (フランス)

September 6, 2014

Shusuke Kakiuchi

"Die Forderung der auBergerichtlichen
Konfliktlosung in Japan"

Symposium "Dispute Resolution, Law and the
Economy in Present-Day Japan"

ハンブルグ (ドイツ)

2014年3月3日

大淵哲也

「今後の特許侵害訴訟と特許無効のための
基盤的検討」

台日特許訴訟研究会

台北（台湾）

2013年3月28日

岩村正彦

「日本における高齢者介護をめぐる法制度
の現状と課題」

東アジア社会保障法フォーラム in 東京「高齢
者介護をめぐる法制度」

東京大学法学部3号館224会議室（東京都文
京区）

2012年12月15日

Tomotaka Fujita

"Codification in East Asia: Commercial Law
(Japan)"

Second Thematic Congress of the International
Academy of

Comparative Law: "Codification"

台北（台湾）

May 25, 2012

〔図書〕（計3件）

Tomotaka Fujita (ed.), *The Rotterdam Rules
in the Asia-Pacific Region*, Shojihomu

November 2014, 全366頁

藤田友敬編『アジア太平洋地域における
ロッテルダム・ルールズ』（商事法務）

2014年1月発行、全439頁

長谷部恭男著『憲法の円環』（岩波書店）

2013年5月24日発行、全263頁

〔産業財産権〕

出願状況（計0件）

取得状況（計0件）

〔その他〕

ホームページ等

なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

D. H Foote（ディー・エイチ フット）

東京大学大学院法学政治学研究科教授

研究者番号：10323619

(2) 研究分担者

岩村 正彦（IWAMURA, Masahiko）

東京大学大学院法学政治学研究科教授

研究者番号：60125995

太田 匡彦（OHTA, Masahiko）

東京大学大学院法学政治学研究科教授

研究者番号：80251437

大淵 哲也（OBUCHI, Tetsuya）

東京大学大学院法学政治学研究科教授

研究者番号：30322035

大村 敦志（OMURA, Atsushi）

東京大学大学院法学政治学研究科教授

研究者番号：30152250

垣内 秀介（KAKIUCHI, Shusuke）

東京大学大学院法学政治学研究科教授

研究者番号：10282534

後藤 元（GOTO, Gen）

東京大学大学院法学政治学研究科准教授

研究者番号：60361458

長谷部 恭男（HASEBE, Yasuo）

東京大学大学院法学政治学研究科教授

（東京大学退職により平成25年3月末をも
って研究分担者を辞退）

研究者番号：80126143

藤田 友敬（FUJITA, Tomotaka）

東京大学大学院法学政治学研究科教授

研究者番号：80209064

松原 健太郎 (MATSUBARA, Kentaro)
東京大学大学院法学政治学研究科教授
研究者番号 : 20242068

(3)連携研究者 なし